



自治基本条例とまちづくり⑭

2月号では、第5条、第6条(市民の権利及び責務)をご紹介しました。今回は、第7条～第9条(市議会、市議会議員の権限及び責務)についてご紹介します。



(市議会、市議会議員の権限及び責務)

- 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、法に定めるところにより、市政運営を監視します。
- 2 市議会は、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的なことを議決し、市の意思を決定します。
- 第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければなりません。
- (1) 市の意思決定機能
 - (2) 市政運営の監視機能
 - (3) 政策立案機能
 - (4) 立法機能
- 2 市議会は、次に掲げることを基本として運営されなければなりません。
- (1) 市議会の審議その他の活動について、常に市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めます。
 - (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を高めていくことに努めます。
 - (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項の機能を発揮していくことに努めます。
- 3 市議会は、その権限を行使するに当たっては、自治の基本的な考え方及び基本原則に基づき、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。
- 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って普遍的な利益のために活動しなければなりません。

まちづくりの主体は、市民、市議会、市長(行政)です。それぞれの権利と責務を理解し合い、共に考え、まちづくりを進めていきましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113



毎年7月から9月にかけて多くの台風が発生しています。近年では大型化した台風により、各地で強風や集中豪雨など甚大な被害をもたらしています。

大事な家族や自身を守り、被害を少なくするために、次のような対策を心がけましょう。



台風に対する備え

《事前チェック》

- ・家の周りで風に飛ばされそうなものは片付け、補強が必要な箇所は対策を講じる。
- ・側溝や排水溝の掃除を行い、水はけをよくしておく。
- ・ハザードマップで洪水のおそれのある河川の把握や避難経路、指定避難場所を確認しておく。
- ・非常持出品(懐中電灯、電池、携帯ラジオ、タオル、着替え、食料、飲料水、貴重品など)を準備しておく。

《台風が接近しているとき》

- ・テレビやラジオなどで『防災気象情報』をチェックして、早めの防災行動がとれるよう準備しておく。
- ・風呂水を溜めたり、飲料水を確保して断水に備える。

《台風が来たら》

- ・屋外での作業はやめ、不要不急の外出は控える。用水路や河川の見廻りは危険なので絶対に行わない。

問 消防本部 予防課 ☎(26)1109